

議会運営委員会

令和4年10月12日（水曜日）午後 2時06分開会

出席委員（8名）

委員 長	齊藤 誠之	副委員 長	星 宏子
委員	山形 紀弘	委員	中里 康寛
委員	森本 彰伸	委員	鈴木 伸彦
委員	小島 耕一	委員	大野 恭男

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	松田 寛人	副議長	相馬 剛
----	-------	-----	------

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事務局 長	増田 健造	議事課 長	相馬 和男
議事課 長 補佐 兼 庶務 係 長	印南 恵子	議事調査係 長	長岡 栄治
主 査	飯泉 祐司		

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員長
3. 協議事項
 - (1)議会フォーラム Inみるるについて
 - (2)模擬議会について
 - (3)議会基本条例の検証について
 - (4)議員定数について
 - (5)答弁者の指名について
 - (6)その他

4. 閉 会

開会 午後 2時06分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 皆さんこんにちは。

すみません、2時半と言っていたんですけども、早く終わるかもということで、2時ぐらいから皆さんお越しいただいてありがとうございます。



◎委員長挨拶

○齊藤委員長 議運のほう進めていきたいと思うので、よろしく願いいたします。



◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、3番の協議事項に早速入りたいと思います。

まず、議会フォーラムInみるるということで、まず、当日の人員配置ということで、今、飛ばしているやつをちょっと御覧ください。

見ていただくと分かるんですけども、まず、集合時間9時というふうに書いてあるんですが、こちらはの間ちょっと1回選抜メンバーでみるるのアクティブラーニングスペース、みるるスペースのところを見てきたんですが、大体設置する要項が決まっているので、正副と事務局のほうで準備しちゃおうかなと思っています。なので、9時集合のほうはこちらということで、一応皆さんにお知らせということで書かせていただきました。

で、議運のメンバーのほうなんですけれども、12時15分までには、今言っているみるるの2階のアクティブラーニングスペースに来ていただきたいということなんで、昼食は済ませてから、お越

しいただければと思います。別にお昼頃にでもうちらもいるようにはしようとは思っているんですけども、そのくらいに来てくださいと。

担当配置なんですけれども、そのときの12時20分に改めてまた言いますが、図書館の入り口黒磯駅側のほうに、大野さんと山形さんと森本さんと中里さん、これ一応チラシを、こっちからヨーベニ側の、伸彦さんと小島さんのところも含めて30枚持って行くので、誰か、上に行ってくれそうな人、目ぼしい人だけでいいので、明らかに本を借りに来ている人に配っても無駄なので、配れたら配りつつやってください。

実際呼び込みが、38分ぐらいの電車で講師の人がお見えになるので、そこまでの間か、その後残り余っていたなら配ってみる。2階でやっていますんでという感じでいいので、ちょっとやってみてください。これ一応4人、黒磯駅が4人置いている布陣が、この時間に来る人数4人なので、基本的にはそれをしながら、今、係長が今度つくってくれるんですけども、議会フォーラムのパネリストさんというような紙を持って、駅のほうに向いていてくれればなと思っているので、その役とチラシ配りとでちょっと分担してください。

まとめてその人たちが、各地域から同じ電車かもしれないんですけども、顔合せしていないので、その人たちも誰だか分からない状態になっていますから、来たときに一人ずつ、ちょっとタイムラグがあるので、この人数で一人ずつ連れてきちゃってください。例えば、じゃ、中里さんが上連れて行ってといたら、中里さんが最初連れてくると。この後配置図のほうを見てもらえば分かるんですけども、みるるのアクティブラーニングスペースの手前に、グループ学習室という小さな小部屋があるんですけども、そこを一応来賓の部屋にしていますので、一旦そこに案内、アテンド

してくれればと思います。

行く順番はその4人の中で決めていただければということなんで、最終的には全員上に上がってくるといような状態だと思います。

ヨーベニ側の伸彦さんと小島さんは、ひたすら声がけと、まさかの左側から来たときは、上に上げてください。すぐ階段なので、上に上がってくださいと言えば、すぐ会場になりますから、あそこをお願いしたいと思います。

会場内自体、一人ずつ皆さん上がってくれば、もうお昼前になりますので、お茶の案内と、前のほうに座るようなお声がけはちょっとお手伝いいただければなというのと、あと、いつも、セミナーとかになっちゃうと、うちの議会で必ず一番前に座る議員とかいるので、そういったのは首根っこつかんで、後ろのほうに座ってくれということで、ちゃんと置き換えてください。

あと、このほか奥州市議会の議会運営委員会の方々がいらっしゃるので、その方々もなるべく後ろのほうに座っていただいて、前のほうになるべく普通に来場している方々を座らせる。人数的に少なければ、埋めていっちゃってもいいのかなとは思いますが、そこら辺だけちょっと御留意いただければと思います。

3番の接待なんですけれども、議長、副議長も、すみません、ここちょっと抜けちゃったんですけども、来られる場合には、議長、副議長と、私らすぐいなくなってしまうんですけども、グループ学習室のほうで、ちょっと取りあえず御接待いただければと思います。45分頃歩いてきて到着なので、始まるの1時ですから、そんな時間ないんですけども、ある程度ちょっとお話、お願いします程度でいいので、お話ししていただければなと思っています。

まず、この5名の方ということで、菅原さんと

書いてある奥州市議会の議長は、一応市議会としての視察として、那須塩原のこのみるるを見に来ているということになるので、ゲストというよりは、視察団の一員という扱いになっています。なんですけれども、一応パネリストで出てくださいということで言っておりますので、川久保さんと、若尾さんと、瀧野さん、こちら女性3人と、あと、沼尾さんという男性1人、こちらをさっき言った4人の方で上げてくださいということになります。もう一人佐藤さんは、1時間遅れるので、フォーラムの講演をやっている最中にお迎えに行くという形になります。

お茶の担当なんですけれども、一応係長から聞いたんですけども、相馬課長が買って出ているというお話を……。

○長岡議事調査係長 ごめんなさい、役割まではまだ。

○齊藤委員長 まだ終わっていないですか。もしやっていたらいいのであれば、そちら側にいてもらえてもいいのかなということで。もしいただけるんならということで。

あと、うちのほうも、誰かもし議運のほうで、お茶のところにもいいよという人がいたらと思ったんですけども、これ逆に、小島さんお茶係とかどうですか。どうせあそこに座っているかどうかだけなんで、上がって始まっちゃったら上にいるようになっちゃうんですけども、あと、居場所がないんですよ。座って聞くかだけなんですけれども。

一応これ議運のほうでやるようにして、ほかの議員さんは来てでもいいですけども、明らかに普通のお客さんとして来てくださいみたいな感じで、後で周知はしようと思っているんで、間違っスーツで来なくてもいいよみたいな感じにしようかなとは思っています。

なので、お茶担当が取りあえずさっきの相馬課長のほうはちょっとまだ確認取れていないんですけども、とにかく誰かいないと配れないので、一番最初に用意しておいたものを入れていくというのと、あと、紅茶のほうは、ホットのお湯を用意しておくので、そこで作っていただきますという話と、あと、普通にペットの小さいお茶、常温で普通のペットの、それよければ持って行ってという役なので、ほとんどつくるということはないと思うんですけども、自分でやってもらって。

いいですか。じゃ、大野さん、その後お願いします。その場所でも全然聞けますから。目の前でやっているんで。座りながらでもいいので、お願いしますと。前半最初のうちが混むかなとは思いますが、ということになります。

あと、講演をやり終わった後お見送りをして、その後、お見送りのところには、正副のうちらで対応して、後、議長、副議長がいてくだされば、それで対応して、もし議運のメンバー残っていたら片づけを指示に従ってやっていただけると、最短で終わるかなと思いますので、そんな感じでお願ひしたいと思います。

ざっくりつくったんですけども、何かお聞きしたいことありますか。今もしなければ。

課長。

○相馬議事課長 事務局職員ということで、御案内いただいているんですが、何名程度、出役、手というか人数、考えていけばよろしいのでしょうか。

○齊藤委員長 それを僕が言うんですか。

僕的には、係長と、奨理君と飯泉君3人だと思ってたんです、逆に。そこに課長が来てくれるというから、おおという話になっていただけだったんで、決して来いとも言えませんし。

○相馬議事課長 私は、なるだけ、職員休日でござ

いますので、職員、このところやっぱり国体とかいろんな面で若手職員出ていますので、そんなところで、私が出て、お話も聞きつつ、準備の段階から少しでもお手伝い出来て、職員少しでも休ませたいなというちょっと気持ちがあったものから。

○齊藤委員長 でも、一応さっき話した3名はいてくれないと困るようになっちゃっているんで、なんで、後は大丈夫です。全然議運でもお茶は配れますから。ただ、ちょっと技術的なものと、事務局がないとできないものが全て兼ねそろっているんで、ちょっと若手3人衆はちょっとお借りするようになっちゃうんですけども、あとどこかで代休をあげてください。申し訳ございません。

課長のほう、もしお越しいただけるのであれば、今までの話で、ちょっとお手伝いいただければと思います。すみません。

じゃ、今通知しました配置図1と言いまして、赤いところ、アクティブラーニングスペースというところ、これは東側から入ったところの左側の階段みたくなっているの、階段なんですけれども、上がってきて、これが全体を見られるスペースといます。これのちょっと矢印の位置がずれてしまったんですけども、違う違う、この地図自体がこの左側の看板になるんですけども、この看板から左に行った上の丸のところ、グループ学習室とあるんです。ここに連れてきてくださいというふうになります。

多分左側のすぐ入り口にいらっしゃったら、階段上げちゃったほうがまっすぐ歩いて来れると思うので、下をずっと歩いてきて、西口の階段上げるよりは、上からずっと歩いてきちゃったほうがいいと思うんで、アテンドする人は、そちらのコースで来てください。左側にありますよね、階段。メインの駅のほうから来る階段。これ上がったら

ずっと来て、このグループ学習室に連れてきてくれればと思います。

次が、配置図2になります。

一応この間話してきた中で、こういうふうに配置をしようということで、これはさっき言ったとおり9時から正副のほうで組んでしまいますんで、大丈夫だと思います。

机と書いてある上に板があって、周りにボタンのような絵があるんですけども、これは座布団です。みるるのアクティブラーニングスペースのところにある座布団なんですけれども、座布団は置いて、ここからの段から後ろ、後ろには椅子も置きちゃっていいのでというふうにしようと思います。

手前の段差のところは、目の前がすごい講師のところと接近しちゃうので、そこはちょっと開けようということで、この板の丸いぼちぼちと書いてあるところが、基本的には席の前になります。だから、ここに座っていただくか、その次のビデオカメラがある辺りぐらいまでで、埋めていって最初くれればいかなと思います。

余って、後参加者がもういないようだったら、この後ろに皆さん座っても構わないと自分は思っているんで、とにかく前から埋めましょうということで、こういった机を配置しておきますので、御理解いただければと思います。

今回、伊藤君のほうで試しにやってもらったら、議会のほうでFacebookのページがあるので、そちらを使って、Facebookのオンラインのライブ配信をしようとしており、今講師の方に取っているんだよね。ということで、大丈夫であれば、そのままタイムリーで流そうということで、この間一回実験したら、全然流れていたんで、両方やってみようかということになります。

配置自体はこういうふうになっていますので、

来ていただいて、一番上にある長机と書いてあるところが、お茶当番のところになるんですけども、その斜め後ろがサイレントスペースで学習室、高校生とかが窓がある部屋になるんで、そこは全然閉まっていれば、多少マイクを使っても、音は大丈夫だという話なんで、こういった配置でしていきたいと思います。

あと、もう一個最後がシナリオになります。高校生とのやつをパクって使ったという、それだけなんですけれども、その時間を書き換えただけです。

12時50分過ぎから、星さんのほうで、副委員長のほうで司会をやっていただきますので、司会のほうをこういった段取りでお願いしたいと思います。周りの議運の皆さんも何となく聞きに来た参加者だなと思ったら、もうちょっと前のほうでということと、もし、お茶持っていなかったら、お茶後ろにあるからどうぞということで勤めてあげてください。

開会前になったら、星さんのほうから、副委員長のほうから始めていただいて、議長の御挨拶いただきますので、議長、お願いいたします。その後、私のほうで説明させていただいて、そこから、13時10分からマニ研の長内さんのほうにバトンタッチします。

質問とかは、ちょっとまだ今日、この後オンラインで打合せをしますので、あるようだったということで、ここは長内さんに丸投げということで、あともう一個、那須塩原市議会として参加する場面がないので、ひょっとしたら、第1部のほうで何か入れてもらえますかという話は、この後してみようと思います。

その後、また、1時50分から2時まで休憩にはいますので、ひょっとしたら、お茶お替わりしたいという人が出てくるまで、もう一度上において

いただきたいと思います。そのときに余るようにしておくので、お客さん用に、森林ノ牧場のいいコーヒーが20杯だけ取れるんですけども、それがなくなっちゃった場合に、今度いいコーヒーじゃなくてキーコーヒーをちょっと買ってきますので、そちらでまた20杯出すので、前半ちょっとそっちをまずポットに入れておきますから、その後、後半になったらまたそっちを出すって感じで、あとは普通に紅茶でもお茶でもというふうになっていますから、すみません、よろしくお願いします。スタンバっておりますので。

2時から2部のスタートということで先ほどいった佐藤さんも含めてパネリスト6名とコーディネーター1名の7名で、普通にパネルディスカッションを行っていただきます。内容に関しては、この間の計画のところに書いていた部分も含めて、皆さんの話を聞きながら、参加者に話を聞かせていくという感じになります。約1時間やり終わった後に、大体35分ぐらいまでに縮めていただいて、ここで一旦パネルディスカッション自体は終了となった後に、最後、相馬副議長のほうから謝辞をいただきたいと思います。さっき言わせていただきましたので、よろしくお願いしますと思います。

その謝辞が終わった後に、星副委員長のほうから、アンケートを今ちょっと作成しているので、本当にフラットなアンケートなんですけれども、それのお願いをして閉会をするという、こういった一連の流れで作成いたしました。

大体こういう流れでやっていこうということで、まずは、ちょっと人へのお声がけだけをもうちょっと皆さんのほうで頑張っていたきたいなという状況です。多分来てくれるというの、聞いただけで、まだ5名、6名ぐらいしか多分いないと思うので、ちょっと聞きに来れる人がいればいいかなと思っているので、ちょっとお声がけをお願い

したいと思います。

以上で、議会フォーラムのほうの説明は一旦終わるんですけども、何かお聞きしたいことあれば質問してください。

森本さん。

○森本委員 先ほど、服装の件で、皆さんほかの議員方々に、ぷらっと来た感じの服装でといったんですけども、スタッフはやっぱりある程度、例えばジャケット着用とか、ネームタグをつけるとか、そういう形を取ったほうが。

○齊藤委員長 そうですかね。タグだけ持ってくればなどは思っているんですけども、いざというときの参加者といっても、みんな顔ばれているので、サクラだろうとばれちゃいますから。

○森本委員 スタッフと分かるような恰好したほうがいい。例えば議会のポロシャツを着るとかそういうことの考えがあるのかどうかということなんですけれども。

○齊藤委員長 それでもいいっちゃいいんですけども、どうですかね。

○星副委員長 でも、市議会でやっておけば、向こうのパネラーの人も分かりやすくいいかなと。

○森本委員 一般の議員さんとスタッフは別かなと思っ。

○齊藤委員長 ポロシャツ着られますか。

こちらは着てはいますが、委員会のメンバーの方は別に私服でもいいのかなと思っいて、逆にこれだけ持ってきてくれればそれでいいと思うんで、そんなにそろえなくてもいいかなという。後、普通に座っていただくと、すごくいっぱい人がいるという感じになるので、スーツだと明らかに議員さんだよなという形になってしまうので、すみません、じゃ、一応格好はやんわりな格好で、ハーパンにサンダルとかじゃなければ10月ですけども、アロハシャツとかは避けて、一応ほかの

議員さんでも、もし御来場なさる方には服装に関してはその旨伝えていきますので、服は僕もあまり服ないんですけども、なくて暑い人はスーツ着てきてもらっても、それはそれでいいんで。一応向こうからお呼びしてアテンドするときに分かるような格好にはして、それなりの受入れの対応であれば構わないですよ。

そのほかありますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、この後ですけども、アンケートのほうをちょっと飯泉君のほうでつくってもらったんですけども、先ほど正副で話をして、例えば今議会フォーラムに参加されて、例えば今回のこういった内容、一部の講演会、最後のパネルディスカッションを含めて、何かあれば御感想をくださいという、1文だけのアンケートにしてもらえたらなという話になったんで、1部、2部になっちゃうと、1部聞いていない人が書けなくなっちゃうので、全部総体したやつ1個だけあればいい。それを裏面につければいいということできたいと思います。

これ、長岡君、あれはついていないんだよね。まだね。領収書もらってないから。これ以外に次第を。

○長岡議事調査係長 あります。一応まだ了解をもらってはないですけども。

○齊藤委員長 すみません、飛びましたか。

一応これ次第つくろうと思って、何も紙がないとあれだからつくってみたんですけども、今この中身の肩書を確認してもらっています。佐藤さんは大丈夫とさっきすぐ来たので、あと5名ちょっとまだ補足入れていないんで、見ているか見ていないか分からないんですけども。

この後、どっちにしても、パネラーの方と1回御挨拶するので、そのときにこんな感じでいいで

すかという形で配るものがあつたほうがいいかなということで、これの裏面にQRコードを載せて、最後副委員長のほうの司会のほうで、裏面にQRコードあるので、電子的な方法になっちゃうけれども、感想いただければという案内にしようというふうになりました。ありがとうございます。

じゃ、一応そのような形になります。

最後、今日と明日で、パネルの方と長内さんとお話が終われば、もう本当にあと来週の土曜日になりますので、誰か一人引っ張ってきてもらえればと思います。

また青年会議所のほうに来て、ちょっと那須野が原のほうはやっぱり断られちゃって、次の日、ちょっと1時からリハーサルやりたいと言われちゃった。残念ながら見込みがゼロになってしまいました。

○増田事務局長 また声かけてみます。

○齊藤委員長 興味がある方ということでお願いしたいと思います。

じゃ、なければ、こちら1番閉じたいと思いますけれども、よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○齊藤委員長 じゃ、こちらで進めたいと思うんで御協力ください。

続きまして(2)の模擬議会についてに移ります。

この間皆さんの意見をいただきまして、横のバナーを議場で思い伝えようと模擬議会をひっくり返しました。申込みの人数等々は、そこは変えていないんで、あと時間が、意見表明で、終わりが4時半になっていたんで、4時に変更したということで、ある程度言われたところは対応したチラシになります。

まだGoogleフォームの下の白い部分にQRが埋め込ませていないんですけども、そこを今、正副のほうでちょっとやっている最中なので、

そこに入れる内容としては、普通にお名前と住所と、あと連絡先と意見表明したいテーマと、できれば概要をちょっと書いてもらうみたいな感じで送っていただいて、申込みが成立するという形でやっていきたいと思っています。そのフォーマットが要は読み込むとできるように、電話の場合も同じような内容を議会事務局で聞いていただけるようにしていこうかなと思っています。その先、お手紙になるのか、ファクスになるのか、メールになるのかというのは、各個人の受付をしていった人たちとやっていただいて、受付をするという形。

先行して、10月18日に取りあえずこのチラシを配れるようにだけしたいとは思っているんですけども、受け入れた後のその先がまだちょっとできていないので、先行してしまうんですけども、できれば黒磯の南高校と中里委員長がセットでやる広報広聴委員会との高校生との意見交換のときに、ちょっと置いてこられたらな、これプラス次の日の、さっきのフォーラム、両方宣伝置いていきたいなとも思ったので、最終的に皆さんちょっと御意見いただいて、大丈夫ならこれで出したいなと思っています。

この間は、ホームページ始まりが黒いところだったんだよね。それひっくり返したということですね。

いかがでしょうか。チラシだけ先行になっちゃうんですけども、あとはその先になっちゃうんですけども、多分また人をやっていくのに時間がかかります。1月のところなので、何月までに締切りというのは、ここに11月30日と書いてありますから、その後の後ろの整備も今度していかなきゃならないんですけども。

小島委員。

○小島委員 若干、締切りが早くて、1月21日にす

ると2か月弱とすると、遠くて、読めないよというって、手挙げる人が少ないんじゃないかな。かなり、1月21日に手を挙げるというのはなかなか厳しいんじゃないかなと、一瞬、そんな感じはしました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

一応、もうちょっと全然遅らせてもいいんですけども、書いてきたものが全て読めるかどうかということを考えてときに、年末と年始が絡んだときにどうしようと思っていたんで、30日までに取りあえずこれやるという表明だけになるので、その後、こういったものを正式に出してくださいというのを送り返すんですね。なので、やるという表明だけを11月30日にしているような状態。実際、その文章はこの先に出してくださいになるんですね。さっき言ったのも、やるテーマを何というのと、概要だけなので、じゃ、受け付けましたんで、当日3分から5分で発表していただく内容の原稿を再度市議会に提出してくださいということで、それがちょっと過激な内容だったりすると、訂正しなきゃいけないということもあるんで、出るか出ないかだけを、12月の暮れまで引っ張っちゃうとどうかなとも思っていたんですよ。結局それ書いてもらわなきゃならないので、書いて申込みじゃないですから、これ。書く前の申込みが11月30日。

○小島委員 分かりますよ。それでもなかなか遠いかなという。

○星副委員長 時間とかギリギリになると思うので。

○小島委員 どっちかという、12月15日ぐらいかなという感じはしたんですけども。

○齊藤委員長 全然延ばすのは全然構わないとは思っているんで、15日で送り返して、何日までに書いた原稿をもらうかなんですね。

○小島委員 それはもう10日前でもいいような感じ

が、原稿をもらうのは、1月10日ぐらいで。

○星副委員長 原稿をまた推敲しますよね。

○齊藤委員長 推敲してもう一遍返さなきゃなんですよ。当日の案内も含めてお返しするので、じんぐり、例えば小島さんという方が応募して、俺が12月15日だけれども、小島さんという人は、もう11月1日に申し込んだという、もうタイムラグできていますから、全員が同じタイミングではないのはたしかなんですけれども、もうちょっと遅いほうがいいかな。

どっちにしても、何人来るかというのは読めていませんから。15だとやっぱりちょっと不安ですな。1週ぐらいしかなくて、みんなもう年末になっちゃったら忘れちゃうんじゃないかと思って。12月の第2週くらい、9日ぐらいまででいいですかね。

○小島委員 そこら辺まで、12月のほうが良かったの。

○齊藤委員長 じゃ、ちょっと12月9日でチャレンジします。

申込みが出た方とは、じんぐりやっていってしまふんで、最終的に原稿出してもらう日付の締切りが、さっき言っていたとおり1月10日か6日にしておいて、遅れても10日以降でもできるようにしたいと思います。それはちょっと後ろの流れになるのですみません。原稿提出日が1月6日厳守とかにしてみたいと思います。遅れる場合は連絡してくると思いますので、ちょっとこれ確認。

ありがとうございます。じゃ、12月9日にします。

あとは大丈夫ですかね、ありがとうございます。

じゃ、そちらで、18日はその説明をさせていただきたいと思います。あくまで模擬議会ということで、議場で体験していただくことを総称しますので、執行部がお答えするものではなくて、

今回は意見表明をしていただくという形でチャレンジさせていただきたいと思います。

じゃ、2番のほうもなければ、次に移ります。

続きまして、(3)議会基本条例の検証についてです。

こちらのほうの説明をお願いしたいと思います。係長。

○長岡議事調査係長 お手元の基本条例の会派ごとに御回答いただきました内容というのを、1条ごとに集約しております。

基本的には、意見が異なる部分ですとか、最終的なジャッジとして、どれに、例えば管理強化のところ、AとBとをつけているところがあった場合、じゃ、最終的にどっちにするのかとか、あとは条文の改正についても、一部触れているところがございまして、じゃ、どういうふうにしていこうかといった御議論のほうをいただければと思っております。

意見の部分につきましては、それほど大きく変わるものはないかなと思います。相違がある部分御議論いただければありがたいなと思います。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今言ったとおり、各会派の皆さんのほうで出させていただきましてありがとうございます。ちなみに個人の人は出していませんよね。

○長岡議事調査係長 ないです。

○齊藤委員長 分かりました。

ということで、もし、個人の方とかから何かあった場合には、議運のほうで、しっかりと情報提供して、参加してくださいということでありますので、そこら辺御理解いただければと思います。

今、係長のほうから説明ありましたとおり、段階評価を入れずに今回管理評価ということで、皆

さんのほうで、少ない情報ですけれども、取り組んできた内容を鑑みて、皆さんの会派のほうで決めてきていただいたというふうな流れになりましたので、管理評価がずれているものと、あと、それ以外条文の改正の有無の部分に表記があるところについて、お話を各会派から伺っていきたくと思いますので、御了承いただきたいと思います。ちなみに、第1条に関しましては、公明クラブさんが現状と実績等のところにも書いていただいておりますので、こちら読み上げていただいて、ただ、いいですか、ほめ言葉だから、読まなくても。

○星副委員長 読みますか。

○齊藤委員長 じゃ、お願いしたいと思います。

○星副委員長 第1条に関しまして、公明クラブのほうで出た意見といたしましては、議会報告会、定例会、インターネット中継、議会ホームページ等通して情報開示をやっているということで、管理評価Aとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

各会派さんもAということで、こちらはそのまま評価Aということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、条文の改正もなしということです。

続きまして、基本理念の第2条のほうに移ります。

こちら公明さんのほうで、現状と実績を書いているので、お願いしたいと思います。

○星副委員長 基本理念の第2条に関しましては、公平かつ公正な議論を尽くす努力をしているということで、A評価とさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今あったとおりの話と管理評価全てAということで、条文の改正もなしということで、こちらでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、次のページいきます。

続きまして、第3条です。議会の活動原則ということで、こちらでは、管理評価は全てAなんです。現状のところ、2会派書いてありますので、説明いただきたいと思います。

まず、那須塩原クラブさん、お願いいたします。

○山形委員 現状と実績ということで、第1号情報公開の在り方、市民にもっと分かりやすい情報公開について検討が必要であるということ、また、第2、第3号については、市の事務執行について、監視及び評価を今後もっと深掘りした対応、対策が必要であるということですが、管理評価はAです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、公明クラブさんお願いします。

○星副委員長 議会発案の条例は制定をしましたが、政策立案に対しての実績はまだ少ないということで、評価をいたしました。管理評価はAです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

2つともこの第3条が示しているものに対しての、どちらかという取組の実行をどうしていくかということを実況として書いてくれたという形になると思いますので、基本的には、管理的には問題はないということになります。

なので、この先こういったものに終着をして、第3条をより条例が生きてくるかどうかを、こういったところをしっかりと検証をこの先取り組んでいくような感じということで捉えることでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 今年度はもう取組実行計画が上がっちゃっている状態ですので、この辺を参考に、今後引き継ぎながらやっていければと思います。

そのほかの会派さんはコメントがありませんので、条例の改正もこのままでいいよということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、続きまして第4条に移ります。議員の活動原則、こちらなんですけれども、こちらはちょっと意見が割れておりますので、まず、現状と実績等の評価について、那須塩原クラブさんからお願いしたいと思います。

○山形委員 第2号に対しては、取組の実績がないため、今後は検討が必要であるということ。第1、第3、第4号については、引き続き継続を行うということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明クラブさんお願いします。

○星副委員長 必要に応じて改正しているということで、管理評価はAとしました。

以上です。

○齊藤委員長 以上、管理評価につきましては、志絆さんと敬清会さんはAということでいただいております。

条文改正の有無については、志絆の会さんのほうでありとなっておりますので、これの御説明をお願いしたいと思います。

○鈴木委員 これは、ほかにも出てくるんですけれども、研修じゃなくて、研究活動というふう言葉を使っていて、この議員の活動原則の(4)だけは研修と入っていたんですけれども、言葉的には研究でいいんじゃないかという、そういうことですね。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

これはどうなんでしょう。

小島委員。

○小島委員 よく言うのは、活動というと、やっぱり調査研究活動というのは、後ろにも出てくるんですけれども、それが、常用句なんですよ。調査研究するために、研修する。ここで研修というちょっと小さくなっちゃうんだよね、急に。なので、調査研究のほうがいいと私は思っているんですけれども。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 この場合は、多分資質の向上を目指すものとして、多分研修を入れたのかなという気がするんですけれども、作ったときの気持ちをちょっと考えていたんですけれども、例えば日常の調査研究及び研修活動というのが多分それがそういうことになるのかなと思って、この場合の研修というのは、資質の向上のために行う研修のことをここでは書いてあるというふうな意味、ちょっとごめんなさい、つくったときの考え方かなと思って。そういうふうな意味に私は取ったんですけれども、例えば日常の調査研究及び研修活動というんだったら分かる気がするんですけれども、この場合の研修というのは、恐らくその下の資質の向上にかかっているのかなというふうに思いました。

○小島委員 じゃ、改善策ということで言えば、調査研究というのを入れて、研修活動を残すというのものないわけではないと思います。

○齊藤委員長 両方からいただいたんですけれども、もともとこの言葉で使っているから、多分森本さんが言ったような意見だとは思いますが。ただ、調査研究の研究という言葉がないので、日常の調査研究及びとかにすればいいのかなとも思いますので、ちょっとこれは預からせていただいて、また、そこの変更がある場合には、今年度中のここ

の項だけ付け足していきたいと思います。さっきみたいので大丈夫ですよ。 「日常の調査研究及び研修活動を通して」 でいいですよ。

○小島委員 それだったらいいです。

○齊藤委員長 分かりました。ありがとうございます。

じゃ、2人のほうを両方取って、ここをつけ足せば、両方ということで、大丈夫だと思いますんで、じゃ、この御指摘いただいたところは、もう一度後に皆さんのほうにお諮りしていきたいと思えます。

そのほか御意見ありますか。大丈夫ですかね。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 そのほかないので、じゃ、4条のほうはそこをとり組むということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 続きまして、5条いきます。

委員会です。委員会のほうも現状と実績が書いてありますので、那須塩原クラブさんからお願いします。

○山形委員 条文のとおり取り組んでいるということで、管理評価Aとなっております。

以上です。

○齊藤委員長 公明クラブさんお願いします。

○星副委員長 必要に応じて開催しているので、Aとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 志絆さん、敬清さんのほうはAということですよ。

条文改正のほうは意見がないので、第5条のほうはこのまま管理評価Aということと、あと、条文の改正はないということですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないので、このまま進めさせていた

できます。

続きまして、第6条です。

会派の部分になります。

こちらについて、意見と実績の評価について、那須塩原クラブさんからお願いします。

○山形委員 条文の検討が必要であるということの一番上に、議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができるというふうな文言について、皆さんからいろいろな意見がありました。

会派とは実際どういうふうなものなのかとか、会派制とか、いろいろな文言がありますので、政務活動費とかそういった予算のほうも絡んでくるということで、この辺に関しては、条文の検討が必要ではないかということで、管理評価をBとさせていただきます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、公明さんお願いいたします。

○星副委員長 各々の会派において調査研究を実施しているため、特にありません。評価はAといたしました。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

条文の改正につきましても、那須塩原クラブさんでありますので、こちらお願いしたいと思えます。

○山形委員 先ほども少し述べさせていただきましたが、会派そのもの、実際会派とはどういうものなのかというふうな議論もしっかり定めてこの条文に反映させなければいけないのではないかということで、条文の改正の有無ということで、ありというふうなことで書かせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

この意見に対して、皆さんほかの会派さんはどうですか。

○星副委員長 これは、今後話し合いながら決めていくという感じですかね。

○齊藤委員長 分かりました。

じゃ、一応那須塩原さんから出てきたということで、ここの部分をまた今後取り上げていくということできたいと思います。

じゃ、次に移ります。

第7条に関しても、現状と実績のものがありますので、那須塩原クラブさん、お願いします。

○山形委員 条文のとおり取り組んでいるというふうな話の下、管理評価はAとなっております。

以上です。

○齊藤委員長 公明さんお願いします。

4項に関しましては、ハード面での整備となると思われましたので、新庁舎建設時に検討をしていくということで、管理評価はAです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志紳さんも敬清会もAということで、条文の改正はなしということです。

続きまして、第8条に移ります。

議会報告会です。こちらは、現状と実績書いてありますので、お願いしたいと思います。

○山形委員 こちらも条文のとおり取り組んでいるということで、管理評価はAとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 続きまして、公明さんお願いします。

○星副委員長 コロナ禍などにおいても、ハイブリッド形式や、オンラインなどで議会報告会を実施したため、管理評価はAとさせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そのほかの会派さんもAということで、あと条文の改正も今のところはないということでありま

す。

続きまして、第9条に移ります。

市長との関係ということ、こちらも現状と実績についての説明をお願いしたいと思います。那須塩原クラブさんお願いします。

○山形委員 第3項必要な部分を議論する必要があるということで、管理評価はBとさせていただきました。議員は会期中または閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に文書質問を行うことができるということで、閉会中はもう、皆さん御存知のとおり、通年議会になっているというふうなことで、閉会中が5月の数日間というふうなことがあることから、この文言に対しての修正と、そういった必要の有無があるんじゃないかというふうなことで、Bとさせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 条文の改正の有無のところ、那須塩原クラブさんがありということでなっていますので、こちらの説明をお願いしたいと思います。

○山形委員 条文の改正の有無、文書質問の在り方です。検討が必要ということで、文書質問出すに当たり、ハードルが非常に高いというふうな、いろいろなネックと、先ほども述べましたが、通年議会を導入されていることによって、この文書質問の在り方が本当に必要であるかというふうな議論が会派の中で出てきましたので、このような理由で記入させていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

係長のほうで、今言ってくれた文書質問のほうは資料として載っていますので、もし気になる方はそちら御覧になっていただければと思います。実際にここの運用に行くまでのハードルが高いというのが、先ほどの那須塩原クラブさんの意見なので、この文書質問という項を今後どうするかと

いうところも含めて、取り上げていってもらえればと思います。

小島委員。

○小島委員 (3)は私も思ったんですけれども、会期中または閉会中にかかわらずという、この言葉は、ひょっとするとやっぱり通年議会になったんで要らないかもしれないですね。ですから、その改正は必要な感じがします。ただし、文書質問をできるだから、やるかやらないかは議員の判断なんで、それは残しておいても別に問題はないかなと私は思います。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

御意見としてお預かりいたしたいと思います。

こちらはまた今後取り上げてどうするかということで、また皆さんのほうにお諮りしていきたいと思います。

続きまして、第10条に移ります。

第10条に関しましては、公明さんは実施しているなので大丈夫ですね。こちらすべて管理評価Aということなので、このまま進めます。

続きまして、11条です。

96条の議決事件ということで、こちらに関してもいいですか。説明は同じような形なので、条文のとおりと、必要に応じて改正していくという御意見をいただいておりますが、管理評価はAと、条文の改正の有無に関しましては、なしということで進めます。

続きまして、第12条です。

こちらは、また意見割れていますので、それぞれの説明いただきたいと思います。那須塩原クラブさんお願いいたします。

○山形委員 条文のとおり取り組んでいます。運用については、引き続き様々な検討が必要であるということですが、管理評価はAというふうなことで評価させていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 続きまして、公明クラブさんお願いいたします。

○星副委員長 議員間討議のさらなる活性化を図る必要があるという課題がありますが、評価としてはAとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆さんは管理評価がBとなっておりますので、こちらの説明をできればお話ししたいと思います。

○鈴木委員 まず、Bは、公明さんと一緒にさらなる活性化をやっていく必要があるという意味でのBだと思うんですけれども、その下に、いいんですかね、下の条文の改正のところ。

○齊藤委員長 どうぞ。

○鈴木委員 ここでちょっとこの12条の文章の最初の条文を読むと、本会議及び委員会において市長に対する出席要請と書いてあるんですよ。本会議で議員間討議は今やっていないと思うんですけれども、これちょっと勘違いしやすいかなと思って、ちょっとこれ入れてはみたんですけれども、委員が理解すれば別にいいのかなというふうにも取れますけれども、これだと、本会議に議員間討議がつながっているわけですよ。その中で、途中この最初の条文だけ見ていると、必要最小限にとどめなければいけないと書いてあるんですけども、言っているのは、議員間討議の中での話かなと思うんですよ。何かそこがちょっと勘違いするとか、なじまない気がするんで、下のようになれば具体的になるかなと思っているんですけれども、ちょっと書いてはいたんですけれども。なんか、12条の条文と、必要最低限の出席というところが、もうちょっと分かりやすくしたほうがいいかなと、そんな感じで書いてはみました。

会派で話し合うときも、ちょっとかみ合わなか

ったんですよ。本当の条文と言っている内容がうまく合わなかったような気がしたんで、分かりやすく直してもいいかなと思います。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 何か意味がよく分からないのは、市長に対する出席要請を必要最小限にとどめるという言葉の意味。どうしてそれをしなくちゃならないかとか、ちょっと読めてこないですね。何か市長がいるとまずいようなということがあって、それをどうして議員間討議と絡めて12条ができているのかというのが、よく理解できなかつたんですけども。

○齊藤委員長 一応、足りなかつたら後で副議長にサポートしてもらいますけれども、基本的に議員間討議というものを行っていく上での原則の理論なので、こういった今話合っているときに、何か事あるごとに執行部を呼んでやる必要があるのかというところが、議員間討議中は要らないであろうという意味の捉え方にしていただかないといけないのが、市長等になっちゃっているんで、ちょっと理解ができないのかなということなのかなというふうに思うんですけども、議員間討議を行う中で、例えば委員会を開催している最中にやっていますよね、議員間討議は。それ以外での議員間討議というものが、まだ全然やっていないんです。あと、議場でも確かに言われたとおり議員間討議はこの間総合計画の審議のときだけは副議長が1回討議入れようとして、多分言ってくれましたよね。議員間討議やると言いませんでしたか、決算審議のときだけか、決算審査のときだけでしたね。そういった形で、議場で使っているところでやるところもあるんですけども、基本的にはまず議員たちが議案に対してしっかりと深堀をした中で、お互いの意見を討議していくという流れが原則になっていくべきだということで、自分

は捉えているんですけども、もし副議長、違っていますか。ずれていたらすみません。

○相馬副議長 前にも1回言ったとおりなんですけど、もちろんこの逐条解説がないので、この文言一つ一つの理解が非常に難しくなっていて、その成立の段階で、那須塩原市議会は、ほぼ会津若松市議会の条例を参考にしているんで、実際に視察に何回も行っているという話だけは先輩方から聞いていて、私は条例制定後に議員になっているので、聞いた話だけということになるんですが、この議員間討議というのは、審査の段階で、議員の意見によって意見の合意形成を進めていきますというのが、議員間討議というふうに言われているものなので、分かりやすく言うと、質疑、質疑、質疑で、執行部から質疑をして、その質疑の内容によって、賛成反対を決めているのと、その間にそれぞれ理解した内容を各議員が意見を言って、その意見の合意形成によって、採決していく。

どうしても合意が得られない場合は、討論を行うという、その議会の運営について、議員間討議を採用しましょうねというのが、よく言われる議員間討議を中心に議会を運営していくという言われ方で、議員間討議というのは、前の前の議運のとか、活性化のときに、そういった議員間討議を議員間討議実施要綱をつくるときにそういった視察は行ってまいりましたので、そのときに、会津若松とかも行って聞いてきましたけれども、議員間討議の原則になんていうので、原則的には執行部を呼んで何でもかんでも執行部の。

○齊藤委員長 説明を聞くわけじゃなくてということですか。

○相馬副議長 ということじゃなくて、議員が理解した内容で討議を行って審査を行っていくという、そういう形が望ましいということなんだろうと思います。

よその議会は、こういうふうには実際には書いていないです。

○齊藤委員長 なるほど、相手が誰なんだというところが、この文言が必要かどうかというところもあるので、そういったところでいけば、もうちょっと分かりやすくしてもいいのかなというところはありますよね。

ちょっとまだなかなか議員間討議まで発展していくことがなかなかなくて、今だから、皆さんに言えばすぐできますけれども、前なんか、決を取っていたので、やりたいという人がいても流されちゃったときもありましたものね。デビュー戦のときには。

ならば、もっと深掘りするということになりまので、基本的にせっかく議員同士でやろうとしていても、それどうなんだいと、結局思考がとまっちゃったりとかするので、まず議員間討議自体がうまく確立していないというところもありますから、そういった意味で、先ほど副議長にもありましたとおり、執行部に依存しないでしっかりと自分たちの考えを基に議論をして、結果を出していきましょうという形になります。

今の条文に関してどうしますか。もう一遍この部分ではなくて検討でいいですか。

森本委員。

○森本委員 日本語的な部分で、意味が変わっていると思ったんで、言いたいんですけども、本部のほうは、議員間討議を行うのは、委員会及び本会議に必要以上に呼ばないようにするという話なんです。志絆の会さんの話のやつは、本会議や委員会に執行部を呼ぶほうじゃなくて、本会議及び委員会の議員間討議の席に、執行部を呼ばないようにということになっているんで、意味が結構変わってくるんです。先ほどの副議長の話でも、要は討論するときに、執行部の話何でもかんでも

呼ぶ意味じゃないんだよねという話になるんであれば、現状のままのほうが、その意味なのかなという気がします。

議員間討議のときだけ呼ばないで、ほかのときは幾らでも呼んでいいんだというふうな解釈になると、志絆の会さんの文章の意味になると思うんで、そこをもし変えてしまうと、条文の意味が変わってくると思います。はっきりさせるという意味じゃなくて、意味が変わって来ると。意味をはっきりさせるというよりは、意味を変えてしまっている書き方だと思います。

本会議や委員会に執行部をやたらと呼ぶんじゃなくて、討論する場を設けましょうねというのが、この条文の趣旨ですよ。でも、志絆の会さんの書き方になると、議員間討議のときだけは呼ばないようにしようという話になってしまうんで、委員会や本会議のときに、執行部をどんどん呼ぶのはオーケーけれども、議員間討議のときだけは呼ばないようにしようねという文章になっちゃうと思うんですよ。この書き方だと。そうするとちょっと趣旨が変わってくる。例えばそこを変えて提案したいんだというんであれば、すぐよく分かるんですけども。

○鈴木委員 そこをきちんと精査してから文章をつけたほうがいいんじゃないかという。だって本会議でまだ議員間討議やっていないじゃないですか。そこを確立していない中で。

○森本委員 この条文の趣旨は本会議とか委員会に執行部を何でも呼ぶんじゃなくて、議員間での話合いで、言論の場であるからやりましょうね。ただそのときに、そのための手段として、議員間討議を活発に行いましょうというのが、この趣旨だと思うんですよ。それなのに、志絆の会さんの場合は、議員間討議のときにだけは呼ばないようにしようという話になるんで、意味がかなり変

わってくるということです。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 一つ、今の論点でいくなら、実際には、本会議とか委員会において、市長のところは全部入っているわけだよ。議員間討議だけは抜きましようというのが今の進め方だから、実際、志絆の会の言っているやつのほうが現実的ではある。

○森本委員 だからそこをどうするかですね。

○齊藤委員長 この実施要綱には、基本的にこの中でも今、議員間討議が今できるようになっていて、昔は執行部外してやっていたのを、それじゃいつまでも議員の力が上がらないからと、入れながらやりましようというところまでシステムアップしているわけですよ。だから、そのための必要最小限という意味の表現ではないんですね。そこでいってやる中でやっていくんで、じゃ、出ていけという意味での最小限じゃなくて。何かこういうときにやりましようといったときに、じゃ、ちょっと総務部長呼んできてみたいな、そういうことを確認しながら協議をしていく議員間討議ではなくて、自分たちで出ている案件とか、自分たちで出していく案件を協議していくというところも入っているんですよ。要は政策形成のほうの議員間討議も実はこの中に入っているんで、何もかもが委員会だけの、説明を受けた委員会だけの議員間討議ではないことを理解すると、もともと議員間討議の原則としては、この最後の議員相互の自由な討議を中心に運営になっているので、もうそのままの文章でもいいんじゃないのかなとは思っています。議員間討議というところに固執しているわけではないですから、原則としてここを上げることによって、議員力というか、議会力自体、より深掘りした議論ができるようにするための第12条があるということなんで、議員間の討議に対してどうと言っているわけではないですよ。

○鈴木委員 議員間討議の原則というのはついでにいますよね。

○齊藤委員長 あくまで、議員間討議の原則というタイトルですけども、議員間討議は誰が行うんだと言ったら議会なので、議会というか議員がそのままやるためのものなので、その原則としていけば、意味本来であれば、執行部に頼らずやろうねと捉えれば、議員間討議という言葉だけを表に出しちゃうと、議論がずれるということ、そのものも下げていることになっちゃうのかなと思うんですけれども。

例えば、ここで俺が、じゃ、議員間討議行いますという状態ですよ。実施要綱にも書いてあるとおり、議員間討議は常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに市議会会議規則の別表に係る協議の場において行うことができると、ここでも本当は、この協議もそうなんですけれども、議員間の討議もやる気になればできるということになるので、たまたま事務局ここに座っていますけれども、これいない状態になったら、ちょっと一人だけ出て、長岡君、局長呼んできて、みたいな、そういった形になっていくと、本来の中身をまだ熟知していない状態で議論していくと、自由闊達にはならないんじゃないのかということもあるんで、どちらかというこのままの表現のままでもいいのかなとは思っています。

ただ、引っかかるのは、出席要請を必要最小限という言葉は確かに引っかかる場所があるので、ここを改正していくということの捉え方でいいんじゃないかと思うんですけれども、そうすれば伸彦さんが書こうとしていることも分かるので。

○鈴木委員 今言った中の本会議の討論のときどういうふうにするのかというのが、議員間討議ね、そこをちゃんと決めていない中で、自分は前から、これを決めるときからいたんだけど、議員間

討議にはいなかったんだよね、最初は。だけれども、いない中で何やるかと言ったら、3期も4期もやっている議員もいれば、1期目の議員もいて、説明されたし、今回も説明された1年生議員なんかは意味が分からないまま採決にいつちゃうわけですよ。討論にもなっちゃうんだけれども、だから、そういう不安を持ちながら採決に行く前に、議員同士で、執行部のいないところで、執行部がいるとちょっと話をしにくかったりすることもあるので、まず聞いてみようというのが、最初スタートだった気がするんですよ。

執行部がないほうが自由に、レベルの低い話だろうが何だろうが、議論になっていると。そういう感じでいたんだけど、途中から、やっぱり執行部がいたほうが、結局もう一回質疑に戻ったときに、何が聞きたかったのか、何が問題になっているのかが分かりやすいからしてもらったほうがいいのかというふうに変ったような気がするんです。それはそれでいいんだと思って、別に、それはそれでいいんだけど、そういうことも含めてなんですけれども、本会議に関しての議員間討議は原則なるべく入れないよという、その場にいるんだよね、もう市長は。

○齊藤委員長　なので、そこら辺は書いてあってもいいように、市長等に関する出席要請を必要最小限にというところを議論しませんかというところを言っているの、それでよくないですか。

そこを今汲んだので、言ったんですけれども、そうなんです。僕もそこが引っかかるので、今後それ検討しませんかということでもいいですよ。

○鈴木委員　そこが納得できればいいのかなというのを一番最初に言った。

○齊藤委員長　そもそもつくっているときにみんな納得しているからこれでやってきたということなんだけれども。

○鈴木委員　何か不自然なんだよ、これが。

○齊藤委員長　でもそのぐらい執行部に頼らず、その議案を読み込んでしっかりと討論しましょうということを行っているだけなので、何でもかんでも執行部に頼るんじゃないよという意味を含めていると僕は思っているということです。

○鈴木委員　内容じゃなくて今回現状と、この言葉が合わないと思って。

○齊藤委員長　執行部がない本会議だって、これから別に通年議会になっていくので、議会案件だったら全然できるわけですよ。ただ、それに関連するときに、総務案件なのか、企画案件なのかみたいなのかかかってきたら、やっぱりいいとおかしいとなってきたときに、じゃ、いてもらったほうがいいとなっちゃうよりは、議会内でしっかりと議論しつつやってきたと。多分政策形成がもっと回り出せば、これの理屈は分かってくると思うんですけど、今はあくまで審議内容で話し合っているの、いるんだよねと言われても、そりゃいますよみたいな感じになるので、この先も含めると、この必要最小限という表現をまたちょっと変えていけばいいのかなと思うんで、皆さんほかの人がうんと言っているんで、いいよと言ってくれれば。これは検討課題にしましょうということなんで、何もしないわけじゃないので、取りあえず。

○鈴木委員　もう一つ話聞いていいですか。

本会議はやっていないじゃないですか。

○齊藤委員長　本会議は、だから、やれるんです。やらないだけです。今の委員長がわざわざ振っているんです。議員間討議はございますか。議員間討議を行いたいんですけども、委員長が、じゃ、皆さん、今、誰々委員からこうあったけれども、いいけど昔はやっていただけだけれども、反対と言われてできなくて、止まっちゃった時期が

あったんですよね。

今はそれやっちゃうと誰も手挙げないから、わざわざ委員長のほうから振っている状態。じゃ、議長の口述にわざわざ議場の中で、議員間討議ございますかと。

○鈴木委員 委員会は、自分は総務企画だけれども、きちん議員間討議入りますと言って、やるかやらないかというのをやっているんだけど、本会議ではそういう口述はないんで、だから、これがちょっと同じような議員間討議のシステムになっていないんじゃないかというところでこれが出てくるだけで。やっていると言われれば、議長が振っていますよと言われれば、じゃ、同じシステムで、議員間討議システムは、本会議も委員会も同じなんだと、そういうふうには説明しているだけがあるから、それはそれでいいんだけど、じゃ、本会議は口述はどうするのと、ちょっと。

○齊藤委員長 これから政策立案が出てきて、議員から提案になったときに、これが生きるころなんですよ。極端な話。だから、出ている案件で、議員間討議になっちゃうと、全体質疑あるじゃないですか。決算とか予算とか、全体質疑、みんなて通告してから出るやつ。

おかしいときに、はい、議員間討議ですと言ったら、執行部目の前において、議場の中で、分科会これから振るのに、その話になっちゃうんですよ。その議員間討議はシステム上どうなんだと思っているので、だから、委員会のほうでしっかりと付託をしている以上は、やっていくべきだ。じゃないと、総務の人の意見を総務じゃない人が言っていて、こんなおかしいよ、ちょっとみんなで議論しようと言っていったら、にっちもさっちもいかないじゃないですか。

○鈴木委員 面倒くさいこというようだけれども、そうすると、分科会を開かない、追加議案で出て

きて、即決みたいなきときは、じゃ、委員会開いてやるの。

○齊藤委員長 全然やるべきです。

○鈴木委員 そういうことを確認できていれば、今みたいな話もいいのかなと思うけれども、そこが、なんかちょっと。

○齊藤委員長 局長。

○増田事務局長 今のお話聞いていて、私議員間討議の実施要綱読んでいたんですけど、第3条で議員間討議は常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会及び会議規則の別表に掲げる協議の場において行うことができるというように規定されておりますので、本市議会においては、本会議では今のところルール上は議員間討議はできないような規定になっています。これを改正すれば、本会議でも。

本会議でやっているところは、マニ研の資料で見ますと、1,327市議会のうち24%の市議会が導入していますし、実際に行っているところも324の回答があったうちの15%が行っていますので、実施要綱を改正して本会議に導入することは可能だとは思いますが。実施要綱を見る限りでは、私も。

○齊藤委員長 私がちょっと捉え方があれしていたかな。

○鈴木委員 そこを踏まえて、この条文か何かを検討したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○齊藤委員長 だから、あくまでこれ実施要綱が、条文よりも後にというか、もうつくったのがまだ4年ぐらい前なので。

○増田事務局長 令和2年11月18日。

○相馬副議長 につくったので、その時点では、本会議では、まだ議員間討議をやるのは難しいでしょうという議論があったと思うんですよ。これ特別委員会でやったんじゃないかなって思ってたっけ。

違うか。

○齋藤委員長 議運でやりました。

○相馬副議長 じゃ、恐らくそのときに本会議ではまだ無理だろうということで、本会議を抜いたと思います。

○鈴木委員 どっちか変えなきゃいけない。

○相馬副議長 変えるか、あとは、恐らく議員間討議はさっき委員長言ったように、手を挙げて、どうしてもここは議員間討議をしてくださいということで諮ってもらって、議長に諮ってもらって、半分以上賛成があれば、その場で議員間討議に入れるものだというふうには、認識はしていましたけれども。

○齋藤委員長 討論とはまた違った決を、いつも自分が意見を誘導して、最後採決に至るところとかが違って、あくまで、こう言っているんだけど、おかしいよねということ言うのが議員間討議ですよ。そうですね。

局長。

○増田事務局長 今、副議長がおっしゃったように、動議を発令して、動議が認められれば後でこちらの実施要綱を変えればいいだけですので、副議長がおっしゃっているように本会議で今できないということではないというふうに考えています。

○小島委員 今いろいろ出たようですから、市長に対する出席要請を必要最小限に取るのとかいろいろある中で、この条文を検討するということで、原案を検討してもらったほうがいいんじゃないですか。

○齋藤委員長 どっちにしても、すみません、当初つくったときに、本会議及び委員会というふうに書いてあるので、その実施要綱が、現場レベルに合わせたものをつくったということですから、基本的には、本会議でもできるように、多分実施要綱を変えたほうが僕はいいと思いますよと、レベ

ルを下げるようなことはしなくてもいいと思うんで、実際やれるものならやってみという状態まで上がっていくべきなんですけれども、それをどこで使うかということも、先ほど言ったとおりになると思うんで。

○小島委員 なんかおかしく感じるのは、出席要請を必要最小限にとどめるという言葉自体が何となくおかしく感じるんですよ。

○齋藤委員長 すみません、それはさっき言ったので、繰り返しちゃうんでいいですか。それは、もう伸彦さんに言われておかしいと言っているんで、その後に本会議という言葉が僕も入っていると思っていたんで、そうしたら入っていない。今、入っていないと局長に言われてしまったので、そこも含めてやるのに、条文のほうは、取りあえずこの出席要請の部分は今から検討していく。実施要綱のほうは、本会議が入っていないので、ちょっと本会議を入れた形に戻しておいたほうがいいんじゃないのかというふうに、今なっていますから、皆さんいいところに気づいてくれたので、そのところをちょっと検討していきたいと思います。ということでよろしいですかね。いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齋藤委員長 じゃ、次いきます。

ありがとうございます。じゃ、続きまして第13条です。こちらは読まなくていいですよ。皆さんAということと、条文改正のほうはないということで、続けていきます。

今度14条です。

14条も同じようですかね。こちらにも意見と改正の必要はなしということになっています。

続きまして、第15条です。

15条については、意見がありますので、那須塩原クラブさんお願いいたします。

○山形委員 条文のとおり取り組んでいますけれど

も、管理評価はBとさせていただきます。その下、条文についての見直しということで、議会事務局という中で、議長はいろいろな1か所、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び組織体制の整備を図るものとするということになっております。

当市議会ですが、宇都宮共和大学とのパートナーシップも結び、そういったものがあると、小見出しの部分ですか、議会事務局だけではなく、私たちの議員のスキルもそういったもので諮られるというふうなことであれば、議会事務局だけではなく、議員及び議会事務局というふうな小見出しの部分に付け足したほうがいいんじゃないかというふうな話がありましたので、管理評価をBとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さんのほうは、共和大と連携協定したというふうな観点でAとなっております。

その条文改正の有無に関しましては、今山形委員のほうから、那須塩原クラブで言っていたんですけども、前回もこれ今説明のとおり、議会事務局の力量を上げるための提携ではなくて、今実際取組実行計画でパートナーシップ結んだ時点で、あらゆる場面でパートナーシップは生きてくるであろうということになりますから、今言ったように、上の小見出しと条文に対して、この議会事務局の調査機能とかのアップのみならず、議員もしっかりと議員力というか、議会力の向上にという意味での文書修正はしていったほうがいいんじゃないのかというようなことで、意見を出してもらっているんで、そこもまた今後ここはまた提案していきたいと思っております。

大丈夫ですかね。

では、続きまして16条にいけます。

議会図書室に関しては、那須塩原クラブさん書いてあるから言っていたいただきますか。じゃ、すみません、現状と実績をお願いします。

○山形委員 条文のとおり取り組んでいますが、今後来る新庁舎建設時に、この議会図書室についての議論が必要であるということですが、管理評価はAとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、これお願いします。

○星副委員長 今後大学と連携する中で、必要に応じて、大学の図書利用などの検討をしてはどうかということで、話がありました。

○齊藤委員長 これ議会図書室なのでちょっとずれてるかなと。

○星副委員長 ずれてましたね、すみません。

○齊藤委員長 議会の図書室をどう充実させるかということになるので、例えば大学との本の入替えができるとか、そういうのだったら分かるんですけども、大学の図書室利用になっちゃうと、わざわざ宇都宮行かなきゃになっちゃうから。

○星副委員長 参考とかできるように、整備を整えるということで、今、大学の図書室もネットでも入れたりするような部分での参考文献条例法令等、先進事例等研究している大学何かはそういった文献なんかも多くあると思うので、そういうところも利用しながら議会事務局の図書を充実させていくという意味合いだったんです。ちょっと言葉が足りませんでした。

○齊藤委員長 そしたら、そういった意味もあるんですけども、極端な話、この議会図書室自体は、全然改革が進んでおりませんで、前も言いましたけれども、他市議会であれば、市民の開放として、市民が普通に議員の研究ができる施設になっておりますので、これは今の現状でラインナップを並べても、ちょっと今、図書室だと貧相なので、新

庁舎のときに、そういったスペースがあったときに、市民が誰もが使えるような、いいような図書室の整備ということで、ここにちゃんと誰もがこれを利用できると書いておきながら、議会は議員の調査研究しか書いていないので、市民にも開放できるようなものになっていけばいいんじゃないかなと思っています。

ということで、取りあえずは、今現段階ではということで、皆さんの意見なので、後での申し送りをしていきたいと思います。

続きまして、17条です。

広聴広報のところですか。こちらの現状と実績をお願いします。

那須塩原クラブさんは条文のとおりだからいいですね。公明さんをお願いします。

○星副委員長 毎年改革を進めていますが、市民アンケートに関しては、やはりちょっとマンネリ化しているようにも感じるので、管理評価なかなか難しいのではないかとということでBとさせていたいただきました。

条文改正の有無に関しては、広聴広報の機能強化を図るため、情報提供とされているんですけども、ここを情報収集及び提供というふうに改めると、やはり議会報告会とか、そういった広聴広報機能の充実ということで、今でも十分広聴機能、情報収集というところは努めていると思うので、入れたほうがいいのではないかとということで、案にさせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 今いただいた意見で何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 この議会は市民の意向の把握と書いてあるんですけども、これがその情報提供の後ろにかかっちゃっていると、手前に広聴が書いて

あって、多様な広報手段を用いた情報提供に努めると書いてあるんですね。だから、把握が多分情報収集になっていると思うんですけども、言葉が違うから、多分そこに食らいついちゃったと思うんです。多分市民意向の把握が情報の広聴の部分とということで、そのまま書いてあるんですよね。だから、情報収集という意見になると、市民意見の把握ではないですね。情報をもらうだけになるので、こちら側から一方的に聞いているような感じになっちゃう。それこそマンネリ化したアンケートのようなものが情報収集であって、市民意向の把握は、フラットなところで引いていって、うちらが捉えるというところがあるので、多分この条文はこのままでいいのかと、ちょっとアンケートのマンネリ化は僕ショックなんですけれども。

○星副委員長 考えるの大変だから。

○齊藤委員長 そうですね。でも、やり方とかはいいと思うので、これはどちらかということと実際の管理評価としてはやり方がということだったんですけども、そもそも年度当初で何回やるかとか、そういうのも含めて、毎年やろうというのを、そこで意見上げさせてもらって、アンケートの検証もやったんですよ、その議運長のときに、たしか。去年やらせてもらって、1年空けますねということでやっているの、4年に2回ぐらいでそういったものは項目考えていく必要があるのかなとは思っています。

ということなんで、どうしましょう。ここは言葉変えなくてもいいんじゃないかなとは思っています。でも言わんとしていることは分かりますので、じゃ、この評価ということで。

小島委員。

○小島委員 今、委員長も言いましたけれども、市民の意向の把握という、こういうときに「の」が

2つ続くと気分悪いので、市民意向の把握のが、すっきりするのかなと思います。

○齊藤委員長 分かりました。

○小島委員 くだらない話で。

○齊藤委員長 全然分かりました。市民意向の把握ですね。

じゃ、続きまして、18ですね。

これこの間つくったばかりです。情報通信技術の活用ということで、こちらは特段ないですよ。公明さんは何を書いたんだろう。

○星副委員長 努力しているということで。

○齊藤委員長 分かりました。ありがとうございます。

じゃなしで大丈夫ですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、19条です。

政治倫理についてです。政治倫理もこちらも評価ということで大丈夫ですかね。公明さんも時代の政治倫理に合わせて見直しを図ったということで大丈夫ですね。

続きまして20条です。

議員定数、こちらに関しては、今、このままということで、どちらも改正もなしというふうになっています。

議会制度等運営の見直しということで、こちらに関しても、特段評価は変わらず、管理評価はAということで、条文の改正の有無に関してはなしということになります。

最後条例の見直しということで、条例の見直し自体は今、こちらで新たなフォーマットでやっているのと、王命さん書いてくれているとおり、毎年検証、取組実行計画のほうも含めてになるんですけども、そちらを使ってやっているということで、Aになりました。

皆さんにいただいた御意見を参考に、一応検証

をした結果を出させていただいて、その後、この当年度で直せるところは直しちゃっていいものだと思いますか、副議長。

検証結果はここでこれで出せるんですけども、こういった意見が出てきた中で、さっきの実施要綱みたいところを直す部門と条例自体の項の部分直す。あとは小見出しを直すみたいな、指摘を議運で出てきたものをまとめて、本年度中に変えちゃっても大丈夫です。

○相馬副議長 大丈夫ですよ、ここでオーケーになったら。

○齊藤委員長 ということでいいですか。さっき言っていたやり方が前回の5年前とほぼ全然形が違うので、それを受けて、こっちの取組実行というふうに昔の形はなり出したんですけども、今は1条1文どこに入っているかという取組実行に変わってきていて、22条分の今検証をしたんで、言われた指摘に関しては、直していっちゃって構わないでいいですか。検証結果だけじゃなくて。

○相馬副議長 いわゆる管理評価、段階評価をやっていなくて、管理評価のみをするということは、条文を見直しをするという目的だったんじゃないのかなと思いますので、実際の取組と条文が合っていないければ、それをすり合わせする目的で検証やっていたんだと思うんで、いいかと思うんですけども。

○齊藤委員長 じゃ、いただいたところを検証した結果、指摘をいただいたところどうするかということで、皆さんに先ほどから、そこ見直していくことよろしいですかということを異議なしと言われているので、じゃ、そこのラインナップをつくって、今年度まだ時間ありますので、そこまでに条文の話をしていきたいと思います。

じゃ、これについては、ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、なければ、こちら閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ちょっと休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時39分

○齊藤委員長 皆さん帰ってきたんで、引き続き委員会を再開いたします。

(4)です。議員定数についてを議題といたします。

こちらのほうは執行部のほうで説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、議員定数について、これは取組実行計画の中で、定められているということで、その説明も最後に、すみません、します。

一番最初に、1番取組実行計画書の位置づけということで、取組ナンバー7ということで、本年度も議運のほうでも位置づけがされているものになります。

今日は、頭出しということで、これまでの議員定数を振り返ってみようといった資料のほうを作成しております。

2番の議員定数の推移ということで、合併後から61名、これが全体の数だったと思うんですけども、その後合併協議会のほうで34人ということで、数のほうが減らされております。

その後、経過としては、ここの下に①番ということで、自治会のさんのほうから、自治会長さんのほうから定数減の陳情が出たりの中での検討ということで、次の期につきましては30名というふうに減少をしております。

次のページ御覧いただければと思いますけれど

も、2021年から議活のほうで、議員定数の検討を行ってはおりますけれども、コロナ禍では減するというような結論には至らなかったということで、26名のまま、現在にちょっと至るというようなところでございます。

一番最後、令和3年の5月1日ということで、現在、今年度取組実行計画の中でも、議員定数の在り方について検討しようということで、これから取り組んでいければというふうに考えております。

議員定数の推移ということでは、32名、合併して一度減らした、ごめんなさい、ページ番号1番のほうちょっと御覧いただければと思いますが、61名から32名に、そして、32名、26名という形で推移をしてくれているというのが流れとなっております。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

一応、今回頭出しをさせていただいて、今日はちょっと議論にはしないんですけども、こういった流れで、定数の意見に対して、皆さんでまた協議していきたいと思います。

前相馬議運長のときに、一旦説明をしていったんですけども、4年目ということで、改選の時期を迎えるところだったということで、一旦下げていただいた経緯がございます。なので、基本的にはこれ4年前から、市民意見からも議会報告会からも、市民の意見からも、そういった定数に関しての議論をということで挙げているので、2回目の議論となりますけれども、今後またデータを等を確認して、どういった方法で、この定数の在り方についての協議をしていくかということを含めて、皆さんの御意見いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何かありますか、ここで。別にないですか。大

丈夫ですかね。

では、(4)のほうは引き続き次回以降の委員会でも提出できるようにしていきたいと思います。

続きまして(5)です。

答弁者の指名についてを議題といたします。こちらの説明も、事務局お願いします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、資料のほう御覧いただければと思いますけれども、今日見ていただく内容というのは、前回までもう御議論のほうはもう既に終了しているかと思えます。ですので、この後10月18日に全協が予定されております。その中で説明する内容として、今まで議論された内容というのが正しいかというのを見ていただければと思います。

こちら、最初のページについては、これまでもずっと見ていただいた内容です。一番最後の4番、試行的導入についてということで、12月定例会議から、答弁者の指名について、試行的に導入をいたしますといったことが決まっております。

次のページです。もうちょっと分かりやすいといえますか、これまでの従来の質問方法と、じゃ、何が違うのかなということで、表にさせていただきました。議論する内容としては、これまでの議論の内容をここに落とし込んでいるということで、様式のほうは答弁者の求める、一番右側の欄です、それがついたものを答弁者指名ありのパターンでは使いますよ。そして、2番目の答弁者の指名については、部長さんまでということです。3番の指名方法については、答弁者のお話する方が変わる場合に何々部長にはお伺いしますというふうな指名の仕方をするということです。

そして、インターネットの右側、議会中継をしている一番右側に質問のテロップがありまして、そのなかでかみ合わないことあるよというふうな

よっとただし書をしたいということです。

これが運用の方法になりまして、FAQということで、これも、これまでお話しいただいた内容と全く同じです。

分かりやすいようにということで、位置をつけたものです。指名ができるのは、あくまでも必要の行為ということで、答弁する側が決めることですよ。そして、次の答弁者の記載というのはどこまで、指名できる対象はどこまでするかということで、前回の議論の中では、部長さん方までと、市長、副市長、教育長、部長ということで、そこまでは範囲ですよ。基本的には答弁の指名を行っている人しか指名ができないというふうなしぼりがありますよといったところを記載してございます。

今度の18日の全協資料として、こちらで説明でよろしいかどうか、検討いただければと思います。

以上となります。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

前回話し合ったものを精査いただいたという形になります。

何か御意見ございますか。

大丈夫ですか。ちょっと見てもらって大丈夫ですよ。

小島委員。

○小島委員 指名についてのルールで、②で指名を行ったとしても、答弁者は執行部に限定すると言っている中で、その後に、③で、指名した部署以外の答弁を求めることができないという、求めることができないけれども、実際には、例えば部署が分からないときは、ほかの部署に振るといったことはあるんですか、これは。

○齊藤委員長 係長。

○長岡議事調査係長 振るというのは、例えば指名する人を別にするという意味じゃなくて、例えば

A部長さんが例えば言って、それじゃ足りなくて、また別の部長さんが答弁したようなとき。

基本的には、最初に一般質問通告をいただく中に、対象部長さんとして、その2人目の方が記載してあれば、もちろんその方を指名することは可能かと思えますけれども、あくまでそこで、一般質問通告の中で、指名していない部長さんであれば、そこは指名ができないかなど。

○小島委員 指名はしないけれども、例えば執行部が決めることができるということは、例えば1つの質問のことで、これに関することは、B部長にお願いしますとかとA部長が言うことはあるんでしょう。答弁者は執行部に限定するものとするという言葉。

○齊藤委員長 基本的に部長から部長にバトンタッチはあまり聞いたことがないんですけども、勝手に立ち上がるのは、答弁しないバージョンなので、指名をしなければ勝手に立ち上がります。ただ、再質問したときに分からないから、それは保健福祉部長にという部長からのバトンタッチはないと思うんですね。

○小島委員 市長からしかない。

○齊藤委員長 市長が普通は言うということですよ。議長が言って、市長がここところは市長だけれども、それを専門にやらせている部長に答えさせますということになると思うんですけども、ただ、こちらからより詳細に聞きたいものをやったときに、じゃ、聞き方が実はそれは建設部長のものだったとって、僕が建設部長を指名していなかった場合には、残念ながら、その指名はいけないからということになっちゃいますよね。じゃ、それをやらせないのかどうかというと、ちょっと微妙なんですけれども、ここの聞き方を変えてくださいというしかないですよ。

○小島委員 答弁者は執行部が決定するという言葉

は、自分らは誰でも答えてもいいよという書き方なんだけれども。

○齊藤委員長 指名を行ったとしても、答弁者は執行部というのは言っても、向こうはそれに要望には応えないからねと言っているようなものなんです。それだけの話です。だから、自分が建設部に言ったら、教育部なんぞと言われても文句は言えないという話になっちゃう。

○小島委員 教育部のほうで答えても文句は言えないと。

○齊藤委員長 そう。ただし、指名はこっちで指名権でしているの、何で答えられないんですかというふうな、今後はできるようになります。指名をしているので。そういうふうにしていかないと、全然深掘りができない。今までと変わらなくなっちゃう。

○小島委員 向こうは別な部長が答えることもあり得ると。

○齊藤委員長 というふうにならないといけないというものを、その質問を出したときに、事務局でヒアリングするじゃないですか。この言葉と言ったときに、こことこことここというふうに言っておかないと、一括で答弁されちゃうので、そうすると、横の情報感で、しっかりした答弁が返ってくるかが分からないから、その指名をするほうをとって一般質問を通告する人は、書くことができる。それがちょっとやり方よく分からない人は、今までどおり出して、誰が答弁してくるかはそれで出てきてやるということ。ただ、こちらは指名権をつけるけれども、そっちの執行部が嫌だといった場合には、意地でも建設部長しか答弁しないという話になるので、それをどう周りが捉えるかという形になると思います。

それを補足するのに、さっき係長が言った、インターネットで見ている人が、指名したけれども、

違う人が答弁することがありますというのは書いておくからねと言ったんで、それは書いておいてくださいということで。

僕は一般質問の名前のところにそれが出るといったから、邪魔だと言っていたら、そうじゃなくて、インターネットの場合、横にまだ書けるところあるんです。なので、そこは全然出しておいてくださいという話になっています。

これは取りあえず、今皆さんのほうでこの全協で説明した後に、あとは執行部のすり合わせになってくるので、もしそこで何か、よんどころない、意見があった場合には、また皆さんにお諮りして。結局12月には一回試験的に導入してみたいと思っていますので、基本的にはこういった形でやりますよという説明を18日にするという形になります。

大丈夫でしょうか。何かありますか。大丈夫ですよ。やってみないと、結局何も出てこないの、取りあえず進めていきましょうということで、やってみたいと思います。

じゃ、ここは閉じたいと思いますけれども、大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、続きまして、(6)のその他に移ります。

じゃ、事務局からお願いします。

すみません、この間皆さんから意見をいただいて直したやつです。パートナーシップ協定依頼書、例えば、上から3段目の市議会のところは、政策研究会という文言を直したり、言われたところは当てがって直してあります。下のまだ電話番号とかがいつになっても入らない、教えてくれないからできないので、これは後で事務局のほうで確認していただいて、今後はこの詳細の情報を入れて、政策研究会の載せてからという話ししていたんで、初歩的なものをちょっと忘れてしまったんですけ

れども、そんな話をこの間していたような気がした。何でもかんでも出せるわけじゃないという話をしていた話があったので。

○長岡議事調査係長 研究会の段階では、議長のほうの判断をいただいて、大学側と協議するかどうかという話に決まったかと思います。

○齊藤委員長 結果は委員会になれば、皆さんからオーケーをもらっているんで、普通に書いて出せるということでしょう。

最終的にチェックで大丈夫ですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、こちら使って運用していくということを今後、このファクス番号とかも含めるのに、一回投げてもらってか、後時間があれば、一旦行ってこようかなとは思っています。

係長。

○長岡議事調査係長 その件について、一度大学側にも、市のほうでこうした様式用意しているんですと、事務局長さんのほうにお話しさせていただいた中では、やはり具体的にどういうふうな連携がお互いに取り合えるのかというところは事前にちょっとお話ししたいなというふうな御意向もいただいておりますので、できれば、この用紙を先に見ていただくなりして、その後、議会でもお伺いして、どんなことで連携ができるのかというところが詰めてから進めたほうがやはりよろしいのかなというふうに考えます。

○齊藤委員長 どういった形で行くか、みんなで行くと言えば行くこともできますから、行きたい人はついてきてくださいみたいな、僕ら車で行くんで、自転車についてきてね。

ということで、なるべく議運の方が知っているという形をつくらないと、正副だけで話してこれれば、伝言ゲームはできるんですけども、いろんな形をとにかくこれから充実させていくのに

は、こうしたフォーマットで何ができるのかを聴取しながら、これは伸彦さんがたしか言っていたと思うんですけども、何ができるかということはある程度出し合って、その中でもこういうことができるという、チャレンジも含めてそういった形で一つつくっていければ、うまくいけば、別の大学にもどんどん最終目的地まで行けると思うので、取りあえず今後、皆さん今回意見がないので、この形が一応出来上がったということで、共和大学さんのほうと意見が交換できる機会を設けて、やっていきたいと思っておりますので、また皆さん御案内いたします。来る来ないは自由です。行きませんかみたいな、軽い感じでお誘いしますので。

じゃ、それで、進めさせていただきます。

確認は以上です。ありがとうございます。

そのほか、じゃ、事務局のほうから引き続きお願いします。

○長岡議事調査係長 この後の御予定ということなんですけれども、次第の一番最後その他のところに、11月2日に研修会のほう予定しております。大場代表監査委員の監査に関する講義というふうな研修のほうを予定しておりますので、改めて通知のほうは差し上げたいと思っております。

以上です。

○齊藤委員長 これも、取組実行計画の外部監査委員の在り方ということで、一旦お話を聞いて、聞いたものそのまま受け入れて出そうかなと思っていてる程度なんですけれども、外部監査とはどういうことがあるべきなのかと、今後の外部監査になる方々に市議会の取組としては、外部監査委員がしっかりと、例えば委員会では監査報告をすとか、いろいろな取組をやっているみたいなので、周りの人から外部監査になった、監査委員って何をしているのというものが、しっかりと皆さんで共通理解ができるようにしていくいい機会だと思

ったので、議会基本条例外のものとして、上げさせていただきます。

大場監査委員も、長年那須塩原市のとか、いろんな議会を見てきている中で、そういったお話をいただいて、監査委員のポイントのところを皆さんで学んでいければと思っておりますので、11月2日は普通に参加していただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

特段質疑とかはその場所でいいですものね。いつもどおりで。1時からか。1時になったんですね。1時半に来るところでした。

○長岡議事調査係長 通知のほうはまた改めて。

○齊藤委員長 お願いします。

それから、戦没者がその前にあるとか何とかと言っていたような気がします。那須塩原市だけじゃなかったか。補佐か誰か言ってくれたんですか。戦没者の慰霊かなにか入っていますと言ってくれて、その午後が大丈夫だからと。

あとは何かありますか。

○長岡議事調査係長 もし議運でまた協議したいことがありましたら、この2日の、予定としては、おおむね1時間半から長くても質疑多くても2時間までかからないかなと思っております。

○齊藤委員長 2時半くらいには終わるということですよ。1時から。

○長岡議事調査係長 そのあと、また議運が、また協議の内容が詰まってきましたら、やらせていただけたらなど、議運を。

○齊藤委員長 すみません、それは俺が言えばよかった。

基本的に11月2日の議運の研修終わった後に、またちょっと議会運営委員会を開きたいということで、皆さんにお示しする内容がまた出てきますので、取りあえずなり手はその間に終わるので、一つ終わった後に、先ほど残ったものと実行計画

で進んでいるものというものを、ある程度着手していかないと、1月初めにはもうこれの検証しなきゃならないんです。PDCAのほうのサイクルで、取組実行計画の検証をしなきゃいけないという段階に入ってきますので、取りあえずとっかかりとして進んでいきたいと思います。11月2日の終わった後、議場でやるから、またこちらに移動して、時間を見てやりたいと思うんで、ちょっと予定入れておいてください。お願いしたいと思います。

それでは皆さんのほうで何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕



◎閉会の宣告

○齊藤委員長 以上で議会運営委員会のほうを閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時00分